

佐賀県選挙管理委員会告示第四十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、同法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方自治法第八十条第一項に規定する県議会議員の各選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、それぞれ次のとおりである。

平成二十二年十月一日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松 尾 紀 男

- 一 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 一三、七八六八
- 二 選挙権を有する者の総数の四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数 一八一、五四六八
- 三 県議会議員の各選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数

選挙区名 三分の一の数

佐賀市	五三、八六一人
唐津市・東松浦郡	三六、八四八八
鳥栖市	一七、七一七人
多久市	六、〇一三人
伊万里市	一五、五四九人
武雄市	一三、七三七八

鹿島市・藤津郡	一一、二〇九人
小城市	一二、二四五人
嬉野市	七、七八九人
神崎市・神埼郡	一三、二七七人
佐賀郡	九、三三二人
三養基郡	一四、六〇三人
西松浦郡	五、七九二人
杵島郡	一一、八〇一人